

中学校における特別支援教室の導入  
ガイドライン

平成30年2月  
東京都教育委員会

## はじめに

東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」（平成 22 年 11 月）において、全ての小・中学校に「特別支援教室」を設置し、教員が巡回して指導・支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒に対する在籍校における指導・支援の充実を図ることを公表しました。

その後、平成 28 年 2 月には「東京都発達障害教育推進計画」、平成 29 年 2 月には「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」を策定し、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策の展開を図っています。

また、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定、「発達障害者支援法」の改正等の法整備が進められてきました。教育に関しては、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられました。この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

このように障害者を取り巻く状況が変化する中、小学校に引き続き平成 30 年度から順次中学校に特別支援室を導入するに当たり、導入に当たっての考え方や留意点、手続きなどを本ガイドラインにまとめました。

中学校に特別支援教室を設置し、発達障害のある生徒に対して連続性のある多様な学びの場を提供し、個々の生徒の実態に応じて環境を整えつつ適切な指導・支援を行うことで、障害による学習上又は生活上の困難が改善・克服されることが期待できます。また、校内の全ての教職員が専門家等の意見を踏まえながら、発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい指導や支援の工夫を実施することで、全ての生徒にとっても、より良い効果をもたらすことが期待できます。

さらに、発達障害教育が全公立小・中学校で実施されることで、周囲の児童・生徒や保護者をはじめとした多くの人々が、障害のある児童・生徒への指導に身近に触れることとなり、発達障害のみならず広く障害全般に対する理解が深まることも期待されます。

次代を担う児童・生徒が通う各公立小・中学校において特別支援教室が設置され、在籍学級においても特別な支援が必要な児童・生徒への理解の推進や指導・支援の充実が図られることで、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ環境が充実することは、互いに尊重し合い共に助け合うことの大切さを学ぶことを通じて、障害のある人が地域社会の中で社会の構成員の一員として豊かに生きる基礎を築くことにつながり、共生社会の形成に資することになります。

各区市町村教育委員会においては、本ガイドラインを基に、各区市町村の実情を踏まえた実効性のある導入計画を策定し、円滑に中学校の特別支援教室を導入していただくことを期待しています。

併せて、これまで様々な試行を重ね、モデル事業を推進していただいた目黒区、葛飾区、日野市、狛江市の各教育委員会及び学校関係者や保護者の方々に心から謝意を表します。

平成 30 年 2 月

東京都教育委員会

## <目次>

<b>第1章 特別支援教室とは</b> . . . . .	5
1 特別支援教室の導入の背景 . . . . .	6
2 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室 . . . . .	7
3 中学校における情緒障害等通級指導学級の設置状況と課題 . . . . .	8
4 中学校への特別支援教室の導入の目的 . . . . .	9
5 特別支援教室の対象となる生徒及び教育課程 . . . . .	10
6 中学校の特別支援教室導入に当たり留意すべき事項 . . . . .	13
7 特別支援教室に期待される効果 . . . . .	15
8 不登校の生徒への対応 . . . . .	15
9 モデル事業における中学校特別支援教室導入の成果 . . . . .	17
10 中学校への特別支援教室の導入計画 . . . . .	22
(参考) 小学校特別支援教室導入の成果 . . . . .	23
<b>第2章 特別支援教室の基盤整備</b> . . . . .	25
1 特別支援教室の実施体制 . . . . .	26
2 巡回指導教員等の配置 . . . . .	26
3 特別支援教室に関する施設・設備の確保・整備 . . . . .	28
<b>第3章 巡回指導の実施</b> . . . . .	31
1 拠点校の設置等 . . . . .	32
2 巡回指導体制の編成 . . . . .	32
3 巡回指導の実施 . . . . .	33
<b>第4章 指導の開始と終了</b> . . . . .	37
1 指導の開始までの手順 . . . . .	38
2 特別な指導が必要な生徒への気付き . . . . .	38
3 在籍学級での配慮による経過観察 . . . . .	40
4 指導の開始、終了の判定の在り方 . . . . .	40
<b>第5章 指導内容と方法</b> . . . . .	47
1 特別支援教室での指導 . . . . .	48
2 個別の教育支援計画（学校生活支援シート） 及び個別指導計画の作成と活用 . . . . .	49
3 指導開始から終了までの在り方 . . . . .	53
<b>第6章 特別支援教室の運営</b> . . . . .	57
1 特別支援教室の学校経営方針への位置付け . . . . .	58
2 巡回指導教員の人事管理 . . . . .	59
<b>第7章 相談機能</b> . . . . .	61
1 中学生の発達段階における適切な支援のための相談機能 . . . . .	62
<b>第8章 教員の専門性</b> . . . . .	65
1 巡回指導教員に求められる専門性 . . . . .	66
<b>第9章 理解促進</b> . . . . .	71
1 校長・副校長のリーダーシップの強化 . . . . .	72
2 全ての教職員の理解促進と指導力の向上 . . . . .	72
3 全ての生徒の理解促進 . . . . .	73
4 全ての保護者と地域住民の理解促進 . . . . .	74
<b>資料</b> . . . . .	75



## 第1章 特別支援教室とは

## 1 特別支援教室の導入の背景

### (1) 発達障害教育の実施状況

#### ア 国の発達障害教育に関する状況

平成16年12月に公布された発達障害者支援法により、国及び地方公共団体は、発達障害のある児童・生徒に対し、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとの責務が明確化された。

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によれば、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、小学校の通常の学級に7.7%、中学校に4.0%（小・中学校全体では6.5%）在籍しているという結果であった。また、小・中学校全体でみると、発達障害の可能性のある児童・生徒のうち、93.3%が通級による指導を受けていないという結果であった。

さらに、平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行された。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、「国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。」こと等が新たに規定された。

#### イ 都教育委員会による全公立小・中学校を対象とした発達障害のある児童・生徒に関する調査結果

都教育委員会は、都内公立小・中学校での発達障害のある児童・生徒の在籍状況や現在受けている指導・支援の状況を把握するため、小学校については平成26年度、中学校については平成27年度に区市町村教育委員会を通じ、全公立小学校1,295校及び全公立中学校617校の校長を対象とした発達障害教育に関する調査を実施した。この調査によれば、小学校の通常の学級に在籍している児童552,897人のうち、33,661人（6.1%）、中学校の通常の学級に在籍している生徒228,340人のうち、11,326人（5.0%）が、発達障害の可能性があると回答を得た（診断の有無は問わない）。このことから、公立小・中学校のほとんどの学級に発達障害のある児童・生徒が在籍していると推測される。

また、各校長は、これら発達障害の可能性のある児童・生徒のうち、小学校では48.9%、中学校では28.3%の児童・生徒は、在籍学級における一部の授業を抜けて特別な指導（通級による指導）を受ける必要があると回答している。

【表 発達障害の可能性のある児童・生徒数及び支援の状況】

	通常の学級の児童・生徒数 a	発達障害のある児童・生徒の想定数 b	在籍率 b/a	通級による指導を受けている児童・生徒数 c	支援率 c/b	bのうち一部特別な指導が必要な児童・生徒数 d	割合 d/b
小学校	552,897 人	33,661 人	6.1%	6,209 人	18.4%	16,445 人	48.9%
中学校	228,340 人	11,326 人	5.0%	1,841 人	16.3%	3,210 人	28.3%

※ a及びcは、公立学校統計調査報告書による数値(小学校平成26年度、中学校平成27年度)

※ b及びdは、都教育委員会調査による(小学校平成26年度、中学校平成27年度)。

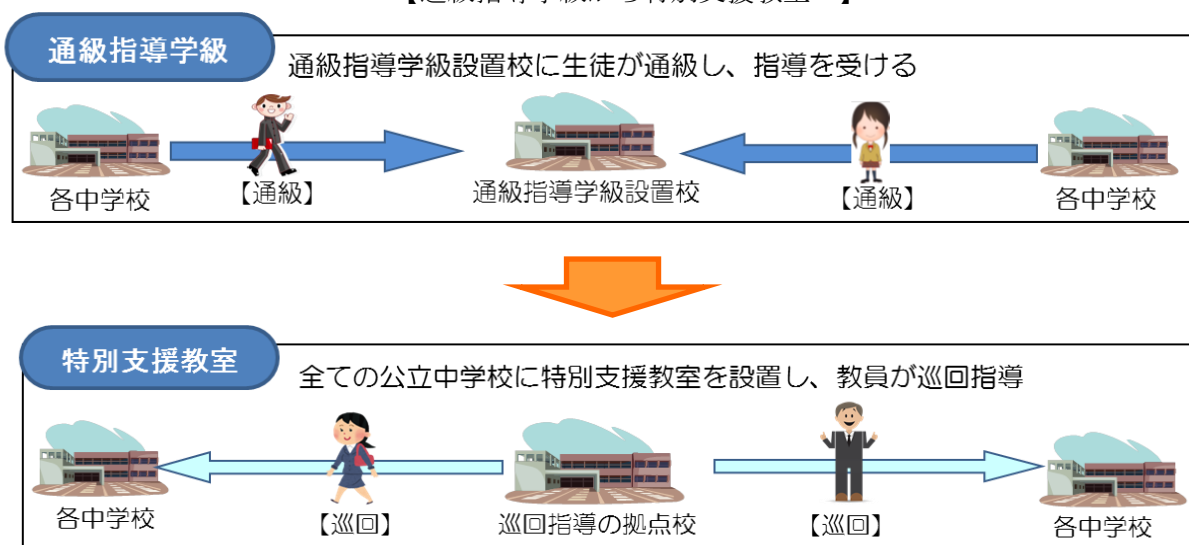
## 2 情緒障害等通級指導学級と特別支援教室

都の発達障害教育は、これまで情緒障害等通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）を中心に実施してきた。情緒障害等通級指導学級は、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象とし、通級による指導を行うものである。通級指導学級の指導では、対象の児童・生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通う。

一方で、通常の学級に在籍する発達障害又は情緒障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするものが特別支援教室である。制度上は、国の通級による指導に位置付けられるものであり、対象者及び指導内容はこれまでの情緒障害等通級指導学級と同様である。

特別支援教室は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）及び東京都発達障害教育推進計画（平成28年2月）に基づき、都内の公立小学校には、平成28年度から設置を開始し、平成30年度には都内の全ての公立小学校で設置される見込みである。

【通級指導学級から特別支援教室へ】



### 3 中学校における情緒障害等通級指導学級の設置状況と課題

#### (1) 情緒障害等通級指導学級の設置状況

都は公共交通機関が発達していることなどから、通級指導学級を多くの学校に設置するのではなく、複数の学校に1校拠点的に設置し、通級指導学級に特別な指導を必要とする生徒が通う体制をとってきた。

【表 中学校における通級指導学級の設置状況（平成28年度）】

学級の種類	設置校数	設置学級数	生徒数	支援の内容
通常の学級	613校	7,571学級	230,151人	在籍学級の中で生徒は、学級担任による配慮のほか、一部の区市町村では支援員等による支援を受けている。
情緒障害等通級指導学級	104校	262学級	2,075人	生徒は、在籍学級の授業の一部を抜けて、通級指導学級教員の指導を受けている。

学校数・学級数・生徒数は、平成28年度公立学校統計調査報告書による

#### (2) 他校に設置された通級指導学級に通うことに伴う課題

##### ア 在籍学級の指導を受けられないことによる生徒の不安

発達障害のある生徒が、他校に設置された通級指導学級で指導を受けようとする、指導を受けている時間に加えて他校への移動に充てられる時間も、在籍学級での指導を受けられない時間となる。特に中学生は進路選択を控え、教科の学習に遅れが出てしまうのではないかといった不安を抱えている場合もあると思われる。

##### イ 他校に移動する際の生徒の負担

発達障害のある生徒が他校に設置された通級指導学級で特別な指導を受けようとする際には、多くの場合、在籍校よりも遠距離の通級指導学級設置校に通学することになる。また、通い慣れない他の中学校で指導を受けることによる心理的な負担が懸念される。

##### ウ 通級指導学級の担当教員と在籍学級担任との学校が異なることによる連携の図りにくさ

発達障害のある生徒は、学習内容や場面、環境等の生徒本人が置かれた状況によって抱える困難さが異なる。このため、在籍学級で抱える困難さや通級指導学級における指導の状況を通級指導学級の担当教員と在籍学級担任が相互に把握して共通理解を図り協働して指導・支援をしていく必要がある。しかし、通級指導学級と在籍学級が異なる学校にあることから、通級指導学級の担当教員と在籍学級担任との緊密な連携が図りにくいといった現状があり、通級指導学級と在籍学級において、互いに生徒の状況を的確に捉えずに指導することにもなりかねない。

##### エ 通級指導学級での指導の分かりにくさ

通級指導学級が設置されていない学校では、特別な指導が必要と思われる生徒やその保護者は、通級指導学級でどのような指導等が行われているかを、直接知る機会が限られることから、特別



な指導を受けることの意義や効果が分かりにくい。

#### オ 通級指導学級の設置の有無による支援率の差

通級指導学級設置校と設置されていない学校では、特別な指導を受けている生徒の割合に差が生じている。

【表 通級指導学級の設置状況別の支援率（平成27年度）】

通級指導学級を設置している学校			通級指導学級を設置していない学校		
想定生徒数(a)	通級生徒数(b)	支援率 (b/a)	想定生徒数(a')	通級生徒数(b')	支援率 ('b'/a')
2,435 人	618 人	25.4%	8,891 人	1,223 人	13.8%

\*各欄の生徒数は、都教育委員会調査による平成27年5月1日現在の数値である。

\*想定生徒数(a)は、平成27年の学校基本調査による生徒数に、発達障害の可能性のある生徒の在籍率（5.0%）を掛けた数

#### カ 小学校からの指導・支援の継続の必要性

小学校への特別支援教室の設置が進むことで、発達障害のある児童が在籍校で適切に指導・支援を受けることができるようになったことから、中学校においても、小学校からの指導・支援の継続を図る必要がある。

## 4 中学校への特別支援教室の導入の目的

中学校への特別支援教室導入の目的は、発達障害のある生徒の学習上・生活上の困難さの改善・克服及び在籍学級における障害に適した指導・支援の工夫が進むことで、対象生徒が障害の状態に応じて可能な限り多くの時間、在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることである。このため、特別支援教室導入の成果は、生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長とともに、特別な指導を行ったことにより、どれだけ指導の終了（在籍学級のみでの指導・支援）に結び付けることができたかの視点で捉えることも重要である。ただし、継続した指導が必要な生徒がいるということに留意するのは当然である。

### (1) 発達障害のある生徒への適切な指導の実施

発達障害のある生徒は、全ての学校に在籍するものと推測されることから、生徒が抱える困難さに対応した特別な指導を受けられる体制を全ての中学校で整備することが必要である。これにより支援の必要な生徒に障害の状態に応じた特別な指導を実施する。特別支援教室において巡回指導を担当する教員（以下「巡回指導教員」という。）と在籍学級担任や教科担任等が協働することにより、生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善し、生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図る。

(2) 生徒の負担、不安等の軽減

在籍校で特別な指導を受けられるようにすることで、他校への移動に伴う生徒の負担を軽減するとともに、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導の時間を柔軟に設定することが可能になることから、在籍学級での授業の遅れに対する不安の軽減を図る。

(3) 全ての生徒にとって分かりやすい授業の充実

巡回指導教員が、在籍学級担任や教科担任等の教員に対して具体的な指導内容・方法や支援の方法について助言し、在籍学級担任や教科担任等が助言に基づいて発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい授業を実施することで、全ての生徒にとっても、より良い効果をもたらすことが期待できる。

(4) 相談機能の充実による生徒の心理的安定

巡回指導教員と在籍校の教職員との連携・適切な役割分担及び臨床発達心理士等の活用により、相談機能の充実を図ることで、自己肯定感の向上や将来の進路への見通しを持たせ、生徒の心理的安定を図る。

(5) 一貫性のある支援体制の構築

小学校において特別支援教室での指導を受けていた生徒については、小学校での指導の状況等を確実に中学校に引き継ぎ、こうした情報を教職員が共有することで、中学校においても、継続した支援を円滑に実施する。

また、中学校から次の進路先へ支援に関する情報を適切に引き継ぐことは、将来の社会的自立に向けて一貫性のある支援の体制を構築することにつながっていく。

## 5 特別支援教室の対象となる生徒及び教育課程

(1) 通級による指導

通級による指導とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態である。

特別支援教室における指導は、この通級による指導の一つの形態である。

(2) 国が規定する障害の種類・程度

特別支援教室が対象とする生徒は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について（通知）」（平成 18 年 3 月

31日付17文科初第1178号)により規定されている、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の生徒が対象である。

#### 学校教育法施行規則

第百四十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

### (3) 特別な教育課程

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号、平成28年文部科学省告示第176号）ことから、特別支援教室を設置する学校は、特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考にして、通常の教育課程とは別に特別な教育課程を編成し、区市町村教育委員会に届出をする必要がある。

その際、特別支援教室で指導する生徒一人一人に個別指導計画を作成し、指導目標や指導内容を定める必要がある。

なお、知的障害を伴う発達障害のある生徒については、特別支援教室での指導は、知的障害の特性に応じた教育課程ではないことから、障害の程度に応じて特別支援学校や中学校に設置された特別支援学級で知的障害教育を受け、将来の自立と社会参加を目指すことが適切である。

### (4) 特別な指導の標準指導時間

特別支援教室で実施する巡回指導の時間は、「学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）」（平成18年3月31日付17文科初第1177号）で示されており、年間35単位時間から280単位時間までが標準である。ただし、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間から280単位時間までとなっている。

【表 特別支援教室が対象とする障害の種類・程度及び標準指導時間】

障害の種類	障害の程度	標準指導時間
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間35～280 単位時間 (週1～8単位 時間程度)
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	年間10～280 単位時間 (月1～週8単位 時間程度)
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	

※ 障害の種類・程度は、平成18年3月31日付17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」による。

※ 標準指導時間は、平成18年3月31日付17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」による。

#### (5) 自立活動を中心とした特別な教育課程を実施する際の留意点

特別な教育課程において指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」は、ICF（国際生活機能分類）の個人因子や環境因子等との関連で捉えることが必要である。それを踏まえて、個々の生徒の「学習上又は生活上の困難」を把握し、その改善・克服を図るための指導の方向性や関係機関との連携の在り方などを検討することが重要である。

具体的には、生徒の発達の特性や、障害による学習上又は生活上の困難を的確に捉え、生徒が現在行っていることや指導すればできること、環境を整えればできることなどに目を向け、生徒の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法を工夫し、生徒の自立と社会参加につながる指導を進めることが大切である。

どのようにすれば困難を改善・克服できるのか等を把握し、特別支援教室での専門的な指導に生かすために、客観的根拠となる資料（保護者の同意に基づく発達検査の記録、医師の診察記録など）を用意することが望ましい。

なお、個別的な学習支援、あるいは精神疾患、家庭環境等他の要因のみにより一斉指導が困難な生徒は、特別支援教室での特別な教育課程に基づく指導ではなく、在籍学級における通常の教育課程の中で指導内容や方法を工夫していくことが適切である。

## 6 中学校の特別支援教室導入に当たり留意すべき事項

中学校への特別支援教室の導入に当たっては、各教科担任による教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学生特有の課題について配慮する必要がある。

### (1) 中学校特有の状況への配慮

#### ア 教科担任制に係る関係教職員との連携

中学校で巡回指導を実施する際に、在籍校との連携において、巡回指導教員と在籍学級担任の他に教科担任との連携も重要となる。一方、巡回指導教員と在籍校の教職員との連携を図るために時間の確保が難しい状況もある。このため、指導対象生徒の行動観察や校内教職員との情報共有など指導以外の巡回指導教員の業務の重要性に配慮するとともに、連携型個別指導計画など、巡回指導教員と在籍校教職員の連携のためのツールを活用することなどが求められる。

また、生徒は、教科担任制により各教科担任から指導を受けることで複数の教員との関わりが生まれ、対人コミュニケーションの機会を設けやすい等のメリットもあることから、学校内で情報共有を図ることが重要である。

#### イ 複雑化する人間関係や将来の進路への不安への対応

中学校の特別支援教室で指導を受ける生徒に対し、一部の授業を抜けて特別な指導を受けることについて、生徒の自尊感情に配慮し、利用する生徒本人の自己理解・自己決定の尊重を図ることが重要である。

また、将来の進路への不安への対応も必要である。巡回指導教員と在籍校の教職員との連携・役割分担及び外部専門家の活用等により、相談機能を充実させることが求められる。

#### ウ 教室環境等への配慮

教室の場所や指導の場面における教室環境について、思春期は多感な時期となることに加えて人間関係が複雑になり、周囲の目を気にすることへの配慮や、障害によっては光や音などの刺激へも配慮が必要となることに留意する必要がある。教室の名称についても、中学生という発達段階を考慮し、年齢に即した名称にする等の配慮が必要である。

環境整備については、対象生徒の障害の状態や各学校の施設の状況により適切に対応していくことが必要である。

#### エ 小学校から中学校への指導の接続

個別の教育支援計画（学校生活支援シート）（以下「学校生活支援シート」という。）等の活用や学校間の連携を密にすることにより確実に情報を引き継ぐことが重要である。特別支援教室での指導を小学校から引き続き受けることが必要と思われる生徒については、できる限り中学校入学前から生徒の課題を把握し、適切に判定を行い、生徒の課題を指導計画に反映することが求められる。

### (2) 具体的な目標設定と成果の判定

在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようにするため、特別支援教室での指導の結果、困難さの改善が見られた場合には、速やかに指導時数の見直しや指導終了について判定を行い、次のステップにつなげることが重要である。そのためには、指導開始時に、指導を必要とする理由、指導の目標、指導の終了に関する見込み等を具体的かつ明確に定め、指導の目標の達成度合いについて、学期ごとなどに定期的に評価を行い、指導の成果を把握する必要がある。評価においては、特別支援教室における様子だけでなく、在籍学級での様子も踏まえて判断することが必要である。

加えて、発達障害のある生徒は、特別支援教室で指導を受けている時間は在籍学級での学習指導を受けられない時間となることから、特別支援教室で指導を受けることに不安を抱えている場合もあると思われる。そのため、特別支援教室における指導の開始や終了の判定、指導時間の設定、定期的な評価等の検討に当たっては、こうしたことを念頭に、必要な指導時数及び効果的な指導・支援等について十分に検討する必要がある。

### (3) 全ての教職員による取組

発達障害のある生徒は、ほとんどの学級に在籍することが推測され、特別支援教室で指導を受ける生徒は、大部分の時間を在籍学級で学んでいる。

在籍学級においては、在籍学級担任や教科担任による、特別支援教室での指導を参考にした障害に応じた適切な指導・支援の工夫が行われることで、発達障害のある生徒も、在籍学級で他の生徒と共に分かりやすい指導や支援を受けることが可能になる。

発達障害のある生徒への指導・支援は特定の担当教員のみが行うものではなく、全ての教職員で取り組むべきものであり、特別支援教室での指導の成果を在籍学級担任や教科担任をはじめ、学校全体で共有し、指導・支援体制を充実させていくことが重要である。

### (4) 障害の程度が軽度の生徒

障害の程度が比較的軽度の生徒については、短期での成果（特別支援教室での指導終了）が見込まれる。このような生徒については、短期間での指導の終了も視野に入れた適切な目標を設定し、設定した目標が達成されれば、速やかに終了の判定を行うよう留意する必要がある。

### (5) 在籍校以外の特別支援教室の利用の可能性

特別支援教室の導入により、これまで通常の学級に在籍する発達障害のある生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、原則として在籍校で受けることになるが、生徒本人の事情や指導上の必要により、在籍校以外で指導を受ける方が効果的な生徒は、例外的に他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能とすべきである。

## 7 特別支援教室に期待される効果

### (1) 生徒の学習能力の向上や集団適応能力の伸長

巡回指導教員は、生徒の障害の状態について在籍学級担任や教科担任等と共通理解を持ち、協働して指導することによって、生徒の障害の状態に応じた特別な指導を実施できるようになる。これにより、生徒の学習能力の向上や在籍学級における集団適応能力の伸長が期待できる。

### (2) 進路や将来を見据えた展望

巡回指導教員や在籍学級担任等が、臨床発達心理士等の専門家の意見を踏まえて生徒との面談や心理的安定に係る指導等を行うことで、生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促すことができる。これにより、生徒は将来の自己イメージを持つことができるようになり、進路や将来を見据えた展望を持つことが期待できる。

### (3) 生徒への早期の支援

特別支援教室の導入により、巡回指導教員や臨床発達心理士等の専門家が在籍学級における生徒の行動観察を行うことで、比較的早期に障害に起因する生徒の困難さに気づき、早期の支援に結び付くことが期待される。

### (4) 全ての生徒への効果

巡回指導教員が在籍学級担任や教科担任等に対して助言等を行うことによって、発達障害のある生徒の集団適応能力が伸長されるとともに、校内の全ての教職員が専門家等の意見を踏まえながら、発達障害のある生徒を含む全ての生徒にとって分かりやすい授業を実施することで、全ての生徒にとっても良い効果をもたらすことが期待できる。

### (5) 全ての教職員、他の生徒・保護者の発達障害教育への理解の促進

全公立中学校において巡回指導を実施することにより、特別な指導が身近で実施されるようになることで、全ての教職員や他の生徒・保護者の発達障害教育への理解が進む。これにより、これまで特別な指導の意義や内容を知る機会が少なかった生徒や保護者の理解が促進され、支援の必要な生徒とその保護者が支援を受けることを身近に考えることが期待できる。

## 8 不登校の生徒への対応

### (1) 通級による指導における基本的な考え方

発達障害のある生徒は、対人関係やコミュニケーションに困難を抱えているという障害特性が理解されず、それが要因となって不登校の状態になっている場合も想定される。

こうした発達障害のある生徒にとって、通級による指導は生徒が抱える困難さの改善を図る上で効果的である一方、国（文部科学省）の「通級による指導の手引き」（文部科学省編著。平成24年3月改訂第2版）（以下「通級による指導の手引き」という。）では、不登校の状態にある生徒について、以下のような記載がある。

「通級による指導の手引き」 抜粋

不登校の状態にある生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、通常の学級での適応性に問題がある生徒であり、本来的には通級による指導の対象とはならないものと考えられます。

ただし、主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ、不登校の状況が軽度（通常の学級の授業におおむね参加していること）の場合には、通級による指導の対象となるものと考えられます。この場合、通級による指導の対象となるかどうかの判断については、教育相談機関や教育支援センター（適応指導教室）との関連も考慮し、特に慎重に検討する必要があります。

※ 文部科学省から平成28年9月14日付28文科初第770号により発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」によると、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を『問題行動』と判断してはならない」との基本的な姿勢が示されている。

通級による指導においては、在籍学級における行動観察等から生徒が抱える困難さを把握し、継続して指導を行い、困難さの改善を定期的に評価していく必要があるため、在籍学級の授業におおむね参加していることが求められる。

一方、不登校の状態にある生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、「通級による指導の手引き」に記載のとおり、本来的には通級による指導の対象とはならないものと考えられる。ただし、主として心理的な要因により、社会的適応が困難となり、社会生活や学校生活で支障が認められ、かつ、不登校の状況が軽度（通常の学級の授業におおむね参加していること。）の場合には、通級による指導の対象となるものと考えられる。

自閉症・情緒障害特別支援学級と同様、通級による指導の対象となる不登校の生徒は、原因が様々であり、その対応も一人一人の生徒の実態により異なるため、教育的対応としては、医療、相談機関等との連携を図りながら、実態に応じた取組が必要である。また、教育内容・方法の決定に当たっては、その障害の状態に応じて教育支援センター（適応指導教室）等における対応も視野に入れ、慎重に検討する必要がある。

## (2) 在籍学級における日常の対応

発達障害のある生徒が不登校の状態にならないようにするためには、在籍学級における日常の指導において分かりやすい授業を実施するとともに、落ち着いて生活できる教室環境の整備や、周囲の生



徒の理解を深めることが大切である。そのため、あらかじめ当日の授業の流れ・段取りを伝えること、板書やプリントで大事な部分を色分けするなどのユニバーサルデザインの考え方に基づく学習指導や、都内公立中学校の情緒障害等通級指導学級などで行われている、ソーシャルスキルの学習のノウハウを活用した支援が効果的である。

都教育委員会では平成28年2月に策定した「東京都発達障害教育推進計画」に基づき、発達障害のある児童・生徒への指導を計画的かつ効果的に実施するため、学力や社会性の向上を図る様々な取組を行っている。「新たに不登校を生まない」という視点から、こうした取組を進めていくことも重要である。

【参考】教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書（平成29年2月）P45～46  
（巻末資料参照）

## 9 モデル事業における中学校特別支援教室導入の成果

### (1) 中学校特別支援教室モデル事業の実施状況

東京都発達障害教育推進計画に基づき、中学校における特別支援教室の円滑な導入に向けたモデル事業を実施した。

- ・実施期間 平成28年度・平成29年度の2か年
- ・実施区市 目黒区（9校）、葛飾区（24校）、日野市（8校）、狛江市（4校）

### (2) モデル事業における特別支援教室導入の効果

モデル事業実施区市での特別支援教室導入の効果は以下のとおりである。

#### ア 目黒区

##### (ア) 生徒が抱える困難さに対応した指導・支援の充実

巡回指導教員が各校を巡回し、生徒の在籍学級での状況を十分に観察することにより、生徒が在籍学級で抱える困難さをより一層的確に把握でき、個々の生徒の課題に応じた指導・支援が充実した。

また、巡回指導教員と在籍学級担任、教科担任、保護者等が、連携型個別指導計画や学びの窓（連絡帳）を活用して連絡・連携し、特別支援教室での指導・支援内容を在籍学級における指導・支援につなげて相互連携・相互補完することにより、生徒の学習能力の向上や集団適応能力の向上のための指導・支援が充実した。

##### (イ) 指導・支援の継続

小学校における特別支援教室での指導・支援を受けていた児童について、中学校においても引き続き特別支援教室で指導をする場合の利用までの手続を新たに設定したことで、小学校から中学校への円滑かつ確実な指導・支援の引継ぎを行い、個々の課題に応じた指導・支援を継続する

ことができるようになった。

(ウ) 指導・支援の早期開始

巡回指導教員が、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーとともに在籍学級での行動観察を行うことにより、特別支援教室を利用していない生徒の障害に起因する困難さに早期に気づき、在籍学級や特別支援教室での指導・支援に早期につなげることができた。

(エ) 生徒の負担や不安の軽減

在籍校において巡回による指導を受けられることや、在籍学級の時間割等に応じて特別支援教室での指導を柔軟に設定できることにより、他校への移動に伴う生徒の負担や、在籍学級での指導を受けられない時間に対する生徒の不安を軽減できた。

また、生徒の自尊感情や気持ちを把握するための「自分の心シート」「リクエストシート（仮称）」等を新たに開発・導入・活用し、本人の自尊感情を培いながら自己理解・自己受容を促すことで、生徒の不安を軽減するとともに、将来の自己実現に向けたイメージを持たせることができた。

さらに、特別支援教室の相談機能として、巡回指導教員が中心となって生徒の進路や人間関係の不安等の相談を受けることにより、生徒の不安を軽減し心理的安定を促すことができた。

(オ) 特別支援教育への理解啓発の促進

特別な支援が必要な生徒に対して身近な在籍校で指導が行われ、その成果が在籍学級で具体的に表れることにより、在籍校の教員、生徒、保護者等の理解啓発が進み、各校で支援を必要とする生徒に適切に支援を行うことができるようになった。

また、巡回指導教員が、各巡回校で特別支援教育コーディネーター（副）としての役割を担い、巡回校の研修会や保護者会、校内委員会等において講演や説明等を行ったり、巡回校の教職員や保護者からの特別支援教育に関する相談を受けたりすることにより、特別支援教育への理解啓発の促進が図られた。

## イ 葛飾区

(ア) 発達上の課題を抱えた生徒が抱える困難さの改善

全ての中学校に特別支援教室を設置したことにより、担当する教員が各学校に巡回して指導することができ、通級指導学級で行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようになった。特別支援教室において巡回指導教員と在籍学級担任が、生徒の発達上の課題について共通理解を図り、協働することで、生徒一人一人が抱える困難さをより効果的に改善でき、生徒の学習能力や集団適応能力の伸長を図ることができた。これにより、発達上の課題を抱えた生徒は、在籍学級の中で他の生徒と共に有意義な学校生活を送れるようになった。

(イ) 多くの発達上の課題を抱えた生徒への指導の実施

全ての中学校に発達上の課題を抱えた生徒が在籍するものと推測されるため、生徒が抱える困

難さに対応した特別な指導を受けられる体制を整備した。

(ウ) 生徒・保護者の負担などの軽減

特別な指導を在籍校で受けられることで、他校への移動時間や移動時の安全といった生徒の負担や保護者の送迎の負担を軽減できるとともに、在籍学級の時間割などに応じた柔軟な特別支援教室での特別な指導が設定されることで、在籍学級での授業の遅れに対する不安を軽減できた。

(エ) 在籍学級における支援の充実による学級運営の安定化

巡回指導教員が通常の学級の教員に対して、具体的な指導内容・方法や支援の方法について助言し、これに基づき、通常の学級での当該生徒や他の生徒が学習に集中できる環境を整え、学級運営の安定化が図られた。

(オ) 教員、生徒、保護者の発達障害教育への理解促進

全ての葛飾区立中学校において巡回指導を実施することにより、これまで特別な指導の意義や内容を知る機会が少なかった生徒や保護者の理解が促進され、より多くの生徒への必要な支援につながった。また、特別な指導が身近で実施されるようになることで、全ての教員や他の生徒、保護者の発達障害教育への理解が進んでいる。

(カ) 小学校から中学校への特別支援教育の継続的な指導・支援

小学校の特別支援教室での指導・支援を受けていた児童で、中学校においても特別支援教室の利用継続を希望した生徒は、中学校の巡回指導教員及び特別支援心理コーディネーター（臨床発達心理士）が、小学校の特別支援教室及び在籍学級での対象児童の行動観察、また、担任、特別支援教育コーディネーター、小学校の巡回指導教員等からの児童についての聞き取りを行った。このことにより、小学校から中学校への特別支援教育の継続的な指導・支援が図られた。

(キ) 巡回指導教員の資質の向上

特別支援心理コーディネーターによる学習面、情緒・行動面、対人コミュニケーション面など多角的な面からの見立てにより、巡回指導教員へ指導・支援についてコンサルテーションを行うことで、巡回指導教員の資質の向上及び生徒への指導・支援の充実につながった。

## ウ 日野市

(ア) 必要な生徒への適切な教育的支援の提供

これまで他校での指導に対する心理的不安・時間的負担から、情緒障害等通級指導学級での指導を希望しなかった生徒が、在籍校での指導開始により、指導を希望し必要な生徒に適切な教育的支援が提供できるようになった。平成28年度、通級による指導を受ける生徒は13名であったが、巡回指導を開始したところ、平成29年度は24名に増加し全ての中学校に指導を受ける生徒が在籍している。なお、これまで他校に通級していた生徒も在籍校で指導を受けている。

(イ) 切れ目のない支援の実現

小学校において特別支援教室の支援を受けていた児童が、必要により中学校においても生徒の

実態に応じて在籍校で支援が受けられることになった。また、中学生という発達段階において、新たに特別支援教室による支援が必要な生徒に対し、適切な教育的支援を提供できる環境が整備された。

(ウ) 全ての中学校における校内支援体制の充実

これまで情緒障害等通級指導学級がなかった中学校においても特別支援教室が設置され、在籍校で巡回指導教員が指導を行い、臨床発達心理士等も巡回して助言等を行った。これらの外部専門家は、日常的に在籍校の教員と連携し、校内委員会等に参加し校内支援体制の充実に貢献した。在籍校の教員も特別支援教育に関する更なる理解促進が図られ、中学校全体の支援体制の充実が期待される。

(エ) 生徒・保護者の理解促進

在籍校に特別支援教室が設置されることで、指導等を身近に見聞きする機会が増え、発達障害等への理解促進が図られた。特別支援教室で支援を受ける生徒だけでなく、周囲の生徒及び保護者に対しても理解が進むことで、共生社会の実現に寄与している。

(オ) 指導内容の充実と指導力向上

在籍校において、各教員と巡回指導教員との連携が図られ、通常の学級と特別支援教室それぞれの指導について情報交換等を行った。こうした在籍校の教員と巡回指導教員の密接な連携により、双方がお互いから学び指導内容の充実につながった。また、教員全体の研修や職層ごとの研修、校内での研修を通し、教員の専門性向上を図った。臨床発達心理士等からも適切な助言を得ることで、対象生徒の実態の把握が進み教員の指導力向上につながっている。

## エ 狛江市

(ア) 巡回校の教員への特別支援教育の理解促進

巡回指導教員が、巡回校との教員と情報共有の時間を確保したり、巡回校の校内研修会で特別支援教室の現状等を伝えたりすることで、特別支援教育の理解が促進された。

(イ) 在籍学級の授業進度に対する生徒の不安軽減

他校への通級に要していた移動時間がなくなることで、在籍学級で受ける授業の時間数が増えた。そのため、授業進度に関する生徒の不安軽減が図られていると考えられる。

(ウ) 巡回指導教員の資質向上

教員がペアで巡回指導を実施することで、OJTの推進が図られ、巡回指導教員の専門性の向上につながっている。

(エ) 巡回指導教員と在籍学級の担任との連携の強化

巡回指導の内容等を、巡回指導の当日に在籍学級の担任及び各教科の担当教員に伝えることで、巡回指導教員と在籍学級の担任との情報交換の機会が増え、生徒の実態に応じた指導が充実するなど、より一層の連携が図られた。

## (オ) 小学校から中学校への円滑な接続

小学校において特別支援教室での指導を受けた児童が、中学校でも引き続き指導を受けられる体制作りは必要不可欠である。そのための小学校から中学校への引継ぎ、中学校教員の早期による面接、保護者説明会の実施等により、小学校から中学校への継続的な支援を円滑に行うことができた。

## 10 中学校への特別支援教室の導入計画

### (1) 区市町村教育委員会による導入計画の策定

特別支援教室を設置し円滑に巡回指導を開始するために、区市町村教育委員会は各地区の実情を考慮した導入計画を策定する。また、区市町村教育委員会は、教職員や保護者等を対象とした説明会等を開催するなどして、特別支援教室の意義や導入計画、巡回指導體制、指導内容・方法等について周知を図る必要がある。

都教育委員会は、区市町村教育委員会から翌年度の特別支援教室導入計画のヒアリングを行い、導入計画及び特別支援教室の対象生徒の見込み数に基づき、必要な人的配置や支援を実施する。

平成30年度以降、区市町村教育委員会は、特別支援教室における巡回指導を順次導入する。

### (2) 全公立中学校への導入スケジュール及び支援策

平成30年度から準備の整った区市町村において特別支援教室を導入し、平成33年度までに全ての中学校での設置を目指す。

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対する支援策として、特別支援教室を設置した中学校に対して、巡回指導等での指導内容・方法について助言する臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士（以下「臨床発達心理士等」という。）の巡回を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営を図る非常勤職員（特別支援教室専門員）を配置していく。

また、特別支援教室の整備を行うための物品購入及び簡易工事にかかる経費を補助する（次章、参照）。

【中学校特別支援教室導入及び支援体制に係るスケジュール】

年度	28	29	30	31	32	33
全体スケジュール	モデル事業実施	ガイドライン作成・周知	準備の整った区市町村から順次導入			全校導入完了
			中学校特別支援教室の検証			
教員定数			情緒障害等通級指導学級の配当方針	10(生徒)：1(教員)での定数措置		検証結果に応じた定数措置
臨床発達心理士等			心理士等巡回			
特別支援教室専門員				専門員配置		
設置条件整備費補助			補助金			

**参 考**

## 小学校特別支援教室導入の成果

平成 28 年度に小学校特別支援教室を導入した区市町村教育委員会のアンケートによる成果は以下のとおりである。

成 果
○支援が必要な児童を適切に支援につなげられるようになった。
・在籍校での身近な指導となり、より多くの児童が指導を受けられるようになった。
・保護者の送迎の負担がなくなり、保護者の事情で通えなかった児童も指導を受けられるようになった。
・在籍校の教職員の理解が進み、学校側からも適切に働き掛けることができるようになった。
・巡回指導教員の助言により、支援が必要な児童を適切に特別支援教室につなげることができた。
・臨床発達心理士等の助言により、支援が必要な児童を適切に特別支援教室につなげることができた。
○発達障害の児童に対する在籍校教職員や周囲（他の児童・保護者）の理解の促進が図られた。
○巡回指導教員と在籍校教職員（学級担任等）の連携が密になることにより指導の充実が図られた。
○課題のある児童を早期から適切に特別支援教室における指導につなげることができた。
○対象児童及び保護者の負担が軽減された。
○学級担任等との連携や周囲の児童の理解が進んだことにより、通常の学級で行う支援や工夫が増えた。
○巡回指導教員等が学級担任に対して助言等を行うことにより学級運営の安定化が図られた。
○在籍学級における時間割等に応じて、柔軟に特別支援教室での指導を設定することができた。
○適切な指導時間を設定することにより、対象児童一人当たりの指導時間数が減った。
・在籍校での指導となったため、児童個々に応じて本当に必要な指導時間数で行えるようになった。
・在籍学級との連携による通常の学級での支援を意識し、より短時間での指導時間の設定を行うようになった。
・早期から適切に特別支援教室での指導につなげるようになったことに伴い、少ない指導時間数での指導開始が増えた。

### 特別支援教育就学奨励費補助金の取扱いについて

他校に設置されている通級指導学級で指導を受けるために必要な通学費に適用される特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援教室における指導についても、従前と同様に補助対象経費となる（理由：特別支援教室における指導は、学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づく指導に該当するため）。





## 第2章 特別支援教室の基盤整備

## 1 特別支援教室の実施体制

特別支援教室の各中学校への設置によって、これまで特別な指導を受けられなかった発達障害のある生徒が指導を受けやすくなり、対象生徒の増加が予測されるため、生徒数に応じた教員の配置を行っていく。

また、生徒が抱える困難さを改善するためには、生徒の障害の状態を的確に把握し、障害の状態に基づいた指導内容・方法の充実を図る必要がある。

さらに、巡回指導教員が各中学校を巡回することから、各中学校において特別な指導を受ける生徒の指導時間の調整等、円滑に運営するための校内の調整を行う必要がある。

都教育委員会は、必要となる巡回指導教員の配置、指導内容・方法について助言する臨床発達心理士等の巡回、特別支援教室の円滑な運営を図るための特別支援教室専門員の配置などにより、効果的・効率的な特別支援教室の実施体制を整備していく。

## 2 巡回指導教員等の配置

### (1) 巡回指導教員の配置

教員配置基準について、区市町村における特別支援教室の導入の有無にかかわらず、平成31年度から、区市町村ごとに年度当初に週当たり1単位時間以上の指導を受ける生徒10人につき1人の教員を配置することとする。

また、平成31年度から平成32年度末までの期間、経過措置を適用し、この期間の各年度当初の指導生徒数が平成30年度の対象生徒数を下回らないことを条件として、指導対象生徒数10人につき教員1人の基準で算出した教員数が平成30年度の教員配置数を下回った場合に、平成30年度の教員配置数を維持することとする。

今後、平成31年度に教員配置基準に係る検証を行い、検証結果に応じた定数措置を平成33年度から適用する。

なお、平成30年度は従前の情緒障害等通級指導学級の教員定数配当方針に則り配置を行う。

### (2) 臨床発達心理士等の巡回

臨床発達心理士等は、全公立中学校で対象生徒が必要とする特別な指導を受けられるようにするため、対象生徒が抱える困難さを的確に把握し、その困難さに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う役割を担うものであり、スクールカウンセラーとはその役割が異なる。

特に中学校においては、小学校において求められる役割に加えて、以下の二つの役割が重要である。

#### ア 発達段階を踏まえた教職員への助言

中学生の発達段階では、複雑化する人間関係や将来への不安、さらには二次障害への対応が課題と

なってくるため、生徒本人の自尊感情を培いながら、自己理解・自己受容を促し、将来の自己イメージを持たせることが重要である。また、生徒が抱える学習上又は生活上の困難さは、生徒に対する適切な指導や学習環境を整えることにより改善することもあることから、生徒の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法を工夫することも重要となる。そのため、臨床発達心理士等が、専門的立場から、巡回指導教員や在籍校教職員へ生徒の支援方法に係る助言を行う。

#### イ 生徒本人・保護者に説明する際の支援

思春期で多感な時期となることから生徒本人が自己の障害特性や抱える課題を受け入れることがなかなかできず、結果として適切な指導・支援を受けることができないということが見受けられる。支援を必要とするこれらの生徒本人及びその保護者に対して、生徒の自尊感情に配慮しながら、障害に対する自己理解と支援に関する合意形成を図り、適切な支援につなげることが重要である。そのため、巡回指導教員や在籍校教職員が生徒・保護者に対して支援の必要性等を説明する際に、必要に応じて臨床発達心理士等が専門的な見地から助言を行う仕組みが必要である。

こうしたことから、平成30年度から、特別支援教室設置校1校につき年間10回程度（年間40時間相当）巡回することとし、拠点校・巡回校を問わず、特別支援教室で指導を受ける生徒がいる中学校を巡回する。

臨床発達心理士等が担当する業務は以下のとおりである。

- ① 発達障害の可能性のある生徒の障害の状態の把握を行い、特別な指導の必要性の有無について在籍校の教職員に助言する。
- ② 生徒を巡回指導の対象とするための校内委員会での検討に必要な資料の作成や助言をする。
- ③ 巡回指導教員や在籍校の教職員が生徒本人及び保護者に対して支援の開始等について説明する際に、必要に応じて臨床発達心理士等が専門的な見地から意見を述べる。
- ④ 特別支援教室での指導を開始する生徒の個別指導計画等の作成に当たって、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に対し助言を行う。
- ⑤ 特別支援教室や在籍学級での生徒の状況を観察し、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に必要な助言を行う。
- ⑥ 生徒の抱える困難さの改善状況を把握し、校内委員会等に報告し、当該生徒の特別支援教室での指導の終了に関して助言する。
- ⑦ 指導の対象となる生徒の有無にかかわらず、各学級の授業を観察し、特別な支援が必要な生徒等の指導に関し在籍学級担任や教科担任等に対し、必要な助言や支援を行う。
- ⑧ 対象生徒の自己理解・自己受容を促し、将来の自己イメージを持たせる観点から、巡回指導教員や在籍学級担任、教科担任等に対して指導に係る必要な助言や支援を行う。

臨床発達心理士等は巡回指導教員や在籍校教職員に対する助言が主な役割であり、直接生徒やその保護者の相談を受けることは業務としては想定していない（上記の③で、巡回指導教員や在籍校の教

職員が生徒本人及び保護者に対して説明をする際に立ち会うことは差し支えない。

なお、平成29年9月15日に公認心理師法（平成27年法律第68号）が施行され、心理職の国家資格が定められたことから、巡回する心理職等の資格及び人材活用の方法について、公認心理師法施行後の動向を注視していく。

### (3) 特別支援教室専門員（非常勤職員）の配置

特別支援教室専門員は、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う。平成31年度から、特別支援教室設置校1校につき1人を配置することとし、拠点校、巡回校を問わず、特別支援教室で指導を行う生徒がいる中学校に配置する。

特別支援教室専門員は、校内における連絡・調整や巡回指導教員との連絡・調整が主であり、生徒の指導を行うことはないが、校内における連絡・調整や指導の記録を行うことから、中学校教育や学校運営への理解が求められる。このため、教員として勤務経験がある者、若しくは教員免許を有する者が望ましい。また、特別支援教育に理解があり、中学校の実情に精通している者も対象となり得る。

特別支援教室専門員も、当該校の職員であることから、他の教職員と同様に机やパソコン等の執務環境を整えとともに、教職員間の連携を図るためにも、既存の職員室の中に執務場所を確保することが望ましい。

特別支援教室専門員が担当する業務は以下のとおりである。

- ① 特別支援教室で指導を受ける生徒の指導を受ける時間割を調整し、変更が生じた際には、随時対応する。
- ② 巡回指導教員及び臨床発達心理士等の巡回日を連絡・調整する。
- ③ 特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具を調整する。
- ④ 巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作成する。
- ⑤ 特別支援教室における指導の記録を作成する。
- ⑥ 在籍学級での生徒の行動観察及び記録を作成し、巡回指導教員へ報告する。
- ⑦ 巡回指導教員の指示に基づき、特別支援教室における指導の様子や在籍学級における配慮事項等を在籍学級担任や教科担任等へ伝達する。その他、伝達事項等の連絡など、巡回指導教員と在籍学級担任や教科担任等の間の連絡調整の補助を行う。

## 3 特別支援教室に関する施設・設備の確保・整備

### (1) 教室整備の基本的な考え方

『通級による指導の手引』では、「通級による指導は、学校内に通級による指導のための専用のスペースを設けて指導を行う場合もあれば、そのようなスペースが無くとも、空き教室、図書室、特別

支援学級などの既存のスペースを活用して指導を行う場合もある」としている。

また、「中学校施設整備指針」（平成 28 年 3 月改訂、文部科学省）では、通級による指導のための関係性について、空間の可変性を確保するため、可動間仕切を設置することも有効であるとしている。

これらは、各校の実情を考慮し、専用のスペースを設けて指導を行うだけでなく、児童・生徒の障害の状態に応じて、様々に工夫し、柔軟に指導を行うことが重要であることを述べている。

中学生の発達段階を考慮すると、中学生は小学生と比較して、人間関係が複雑化するため、障害に起因する人間関係の構築の困難さが顕著となる傾向があり、また将来の進路への不安などへの対応のために、生徒からの相談等を聞き、心理的安定を図りながら指導を行うことが重要である。一方で、中学生になると人目を気にする傾向も顕著となるため、生徒が心理的負担なく指導を受けられるよう、教室内にパーテーション等により個別スペースを確保することも有用と考えられる。

さらに、生徒の障害特性に応じて感覚や認知の特性に配慮した環境整備をするなど生徒が学びやすい環境を整えていくことが望ましい。

各校に設置する特別支援教室はこれまでの通級指導学級とは異なり、毎日使用する教室ではないため、既存施設の有効活用や巡回指導の日にのみ使用する兼用の教室でも可能である。そのため、各学校の施設整備の状況に応じて、柔軟に対応することが求められる。

いずれにしても各中学校の教室の空き状況や指導生徒数によって、実情は大きく異なるため、実情に応じて各区市町村が判断する。巻末では、モデル区市における教室整備事例を紹介する。

【表 モデル区市における特別支援教室の整備状況】

	設置中学校数	専用教室・兼用教室の内訳		教室の広さの内訳	
		専用教室	兼用教室	1教室程度	2分の1教室程度
目黒区	9校	4校	5校	2校	7校
葛飾区	24校	19校	5校	12校	12校
日野市	8校	1校	7校	1校	7校
狛江市	4校	3校	1校	2校	2校

## (2) 東京都公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助事業

公立中学校に係る施設整備については、原則として設置者である区市町村がその経費を負担することとされている。平成 33 年度末までに全公立中学校に特別支援教室を導入するためには、区市町村に短期的な財政負担が生じることが想定され、それにより特別支援教室の導入が遅れることや区市町村間で差が生じることが望ましいことではない。

そのため、都教育委員会は特別支援教室の円滑な導入に向けて、区市町村教育委員会に対して平成 30 年度から平成 32 年度までの間、東京都公立中学校特別支援教室設置条件整備費補助事業を行う。

補助事業の内容は、各中学校における特別支援教室導入に係る経費として、教材等の物品購入に要する経費を1校当たり30万円、教室環境の整備に要する簡易工事相当の経費を1校当たり70万円を、それぞれ上限額とした全額を補助するものである。原則として、特別支援教室の設置年度の前年度に補助を行うが、平成30年度に設置する学校については、設置年度（平成30年度）における補助も可能とする。

教材等の主な対象としては机、椅子、ホワイトボード、学習用教材等である。必要な物品の購入により、それぞれの障害の状態に応じた教材等が各中学校で共通して使用できるようになり、巡回指導教員が巡回する度に教材等を持ち歩かなくても良い環境を整えていく。

教室環境の整備に要する簡易工事相当の経費については、モデル区市での実施例を踏まえ、簡易間仕切りの設置等への補助を行う。

特別支援教室での指導に使用する教室は、既存施設の有効活用を前提とする。

## 第3章 巡回指導の実施

## 1 拠点校の設置等

### (1) 拠点校と巡回校によるグループ編成

区市町村教育委員会は、巡回指導を行うに当たって、各中学校の規模・対象生徒数、中学校間の距離・移動の利便性、巡回指導教員数・OJTの実施体制等の実情を考慮し、拠点校と巡回校からなるグループ（以下「拠点・巡回校グループ」という。）を決定する。

### (2) 拠点校に配置する巡回指導教員数

巡回指導教員は、拠点校を本務校とした配置となる。

巡回指導教員の配置基準は第2章の2(1)のとおり区市町村ごとに年度当初に週当たり1単位時間以上の指導を受ける生徒数に応じて教員を配置するため、区市町村教育委員会は年度毎に、各拠点校への巡回指導教員の配置案の報告を行う。都教育委員会は、その報告の内容を精査し、年度ごとに特別支援教室での指導について認証を行うとともに各拠点校に配置する教員数を決定する。

## 2 巡回指導体制の編成

### (1) 巡回指導教員の配置案の策定

拠点・巡回校グループにおいて、巡回指導を行う教員について、各拠点・巡回校グループの対象生徒数や対象生徒の障害の状態等に基づく指導内容・方法、指導時間数等に応じて、区市町村教育委員会が配置案を策定し、この配置案に基づき、都教育委員会が任命する。

区市町村教育委員会はOJTの実施体制を実効性あるものとするために、配置案の策定に当たり、各拠点・巡回校グループに、巡回指導の中心を担う経験が豊富で専門性の高い教員を配置することが望ましい。また、各区市町村教育委員会には、人事異動等があっても常に各拠点・巡回校グループに巡回指導の中心を担う人材を配置できるよう、中長期的な視点からの人材の配置や活用、育成を考慮した人事構想を立てることが求められる。

さらに、巡回指導教員の負担を考慮し、一人の巡回指導教員が担当する巡回校の学校数が多くなり過ぎないように留意する。

### (2) OJTを効果的に取り入れた多様な巡回指導体制の編成

巡回指導の実施に当たっては、巡回指導教員の専門性向上を図る観点から、既に通級指導学級で指導に当たってきた教員など特別な指導の経験がある教員と、教職経験の浅い教員、特別支援学級等を担当した経験の少ない教員などを組み合わせ、専門性の高い教員が実際の指導場面で指導・助言できるOJTの実施体制を構築することが重要である。また、巡回指導教員同士の情報共有や業務に係る調整のため、巡回指導教員が拠点校で同じ時間に集まる時間を、最低週1回半日程度、設定することが望ましい。



### 3 巡回指導の実施

#### (1) 拠点校及び巡回校の体制

巡回指導教員は拠点校を本務校とし、巡回校は兼務校となる。

特別支援教室の円滑な運営のためには、巡回指導教員は巡回校の教員として、他の教職員と連携して、特別支援教室の運営の充実に尽力することが期待される。

#### (2) 巡回指導教員の業務

巡回指導教員は、拠点校及び巡回校において、特別支援教室における指導だけでなく、在籍学級における生徒の行動観察や必要な配慮等に係る助言、在籍学級担任や教科担任等との情報共有・連絡調整、校内委員会や支援会議への参画、生徒の相談への対応等、特別支援教室の運営に関連する業務を担当する。

発達障害のある生徒への適切な指導・支援は、特別支援教室における指導のみで完結するものではない。適切な指導・支援のためには、生徒一人一人の課題に応じて、在籍学級における適切な配慮や、在籍学級における課題の改善状況に応じて、特別支援教室での指導を設定するなど、特別支援教室における指導と在籍学級等の学校生活全体における指導・支援とが密接に連携することが大切である。

そのため、在籍校の管理職の指示の下、巡回指導教員と特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員をはじめとする在籍校の教職員とが連携して、発達障害教育の推進のための校内体制を充実させていくことが必要である。

また、巡回指導教員は特別支援教室における指導及びそれに関連する業務を行うために配置されるものであることから、拠点校及び巡回校における分掌や部活動の担当については、巡回指導等の業務に支障が生じないようにする必要がある。

具体的には、巡回指導教員は拠点校で常時勤務しているわけではないことから、拠点校における分掌は、巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮が必要であり、部活動指導についても、巡回指導教員としての業務に支障がないようにする必要がある。また、巡回校においては、分掌、部活動や学校行事については、原則、担当しないことが必要である。

#### (3) 巡回指導を行う教員

巡回指導教員は拠点校及び巡回校において、発達障害教育の中心を担うことから、特別支援学校教諭免許状を有している、あるいは固定学級や通級指導学級で発達障害や情緒障害のある児童・生徒の指導経験があるなど、発達障害教育に精通していることが望ましい。

なお、巡回指導教員が特別支援教室における「自立活動」の指導の中で教科の内容を取り扱った指導を行う場合であっても、必ずしも巡回指導教員は当該教科の免許状を有している必要はない。ただし、その場合でも、個別指導計画や指導案の作成に在籍校の教科担任等が参画するなど、在籍校の教科担任等と連携を図り指導を行うことが望ましい。

#### (4) 人材の有効活用

平成30年度には全公立小学校に特別支援教室が設置されるとともに、平成30年度以降公立中学校に順次特別支援教室が設置されていくことから、今後、更に巡回指導教員となる人材の確保と専門性の向上が必要となってくる。

巡回指導教員となる人材の確保のためには、小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動や、特別支援学級（特別支援教室を含む。）教員の公募人事なども活用し、発達障害教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質・能力を備えた教員を確保することが重要である。

また、巡回指導教員の専門性の向上のためには、区市町村教育委員会や都教育委員会が実施する研修を充実するとともに、特別支援教育において高い専門性と優れた指導力がある指導教諭を、特別支援教室の巡回指導教員の資質向上のために活用するなどの方策が求められる。

#### 人事異動を活用した発達障害教育に係る人材育成及び人材確保

##### ○小・中学校と特別支援学校の教員の異校種期限付異動の活用

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高校と特別支援学校の間で期限を定めて行う異動の仕組みがあります。

小・中学校に期限付で異動した特別支援学校の教員を、小・中学校の特別支援教育の専門性向上を担う教員として活用しています。また、特別支援学校に期限付で異動した小・中学校の教員を、将来の小・中学校の特別支援教育を担う教員として育成しています。

##### ○特別支援学級（特別支援教室を含む。）の教員公募の活用

発達障害教育に対する意識が高く、特別支援教育に必要な資質・能力を持った教員を確保するために、特別支援学級（特別支援教室を含む。）の教員について公募人事を実施しています。

## コラムQ&A

### Q1 拠点校における分掌と部活動

巡回指導教員の分掌、部活動の持ち方について、拠点校における分掌は、「巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮」、拠点校における部活動は、「巡回指導教員としての業務に支障がないようにする必要がある。」とされています。具体的に、どのような違いがあるのですか。

A1 巡回指導教員は常時拠点校に勤務しているわけではないので、本務校である拠点校における校務分掌については、巡回指導教員としての業務に支障がないように配慮した上で、分掌業務を担当することを想定しています。

一方、放課後の時間帯は、生徒等からの相談や学級・教科の担当教員等との在籍学級での指導・支援の工夫に関する打合せなど、特別の指導を担当する教員として対応すべき業務を遂行する必要があることから、拠点校における部活動については、必ず担当することを想定しているものではなく「部活動を担当する場合には、巡回指導教員としての業務の遂行に支障がないようにする必要がある。」としています。

なお、拠点校において巡回指導教員の校務分掌を検討する際には、巡回指導教員は、拠点校・巡回校において、各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員等と連携し発達障害教育の推進役を担うことが求められていることに留意する必要があります。

## コラムQ&A

### Q2 新任教員の配置

新任の教員を通級による指導の担当者として差し支えありませんか。

A2 「通級による指導の手引き」では、

通級による指導が教育効果を上げるには、何よりも担当教員の資質が重要となります。なぜなら、通級による指導は、限られた時間の中で1対1の個別指導が中心になり、担当教員は専門的な指導力を強く求められることになるためです。多くの場合、児童生徒が通常の授業に替え、又は放課後等に時間を設定して指導を受けることとなりますが、期待された教育効果を上げることができなければ、通級による指導の意義そのものを問われることとなります。

したがって、通級指導担当教員は、専門的な知識、技能を有するとともに、個々の児童生徒の障害の状態や特性等を的確に把握し、それに応じた指導を行える力量が必要となります。通級指導担当教員を配置するに当たっては、これらの点を十分に勘案した上で、適任の者を充てることが大切であり、新任教員であっても専門の教育を受け、採用前に実際に通級による指導に直接携わったことがあるなど特別な場合以外は、新任の教員をこの担当に充てることは一般に不適當であると思われる。

としています。

こうしたことから、各区市町村や各学校においては、巡回指導教員の専門性を把握した上で、特別支援教室に期待された効果を発揮できる体制づくりを行うことが必要です。

また、巡回指導教員は、在籍学級担任、教科指導、学校行事、部活動等、学校の教員が通常担う業務を日常的には担当しないことから、教員としての資質向上の観点からも、専門の教育を受け、採用前に実際に通級による指導に直接携わったことがあるなど、特別な場合以外は、教員経験のある者を配置することが望ましいと思われる。